

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長 (国 11)(法人税:義) (地 8)(法人住民税、事業税:義) 【新設・ <u>延長</u> ・拡充】
2	要望の内容	<現行制度の概要> 総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。 ・法人指定の期限:平成 28 年 3 月 31 日 ・対象設備:機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却の割合:取得価額の 50%(建物等 25%) ・税額控除の割合:取得価額の 15%(建物等 8%) (当期法人税額の 20%を限度とし、限度超過額は1年間繰越控除可) ・設備等取得の期間:法人指定の日から平成 28 年 3 月 31 日まで <要望内容> 総合特別区域法第 26 条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第 42 条の 11 及び第 68 条の 15 において平成 28 年 3 月 31 日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成 30 年 3 月 31 日までとする。
3	担当部局	内閣府地方創生推進室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度:創設 平成 25 年度:拡充(適用対象に開発研究用の「器具・備品」を追加) 平成 26 年度:延長
6	適用又は延長期間	平成 28 年度及び平成 29 年度の2年間
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)

	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>5. 地域活性化の推進</p> <p>【施策】</p> <p>⑦総合特区の推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>各国際戦略総合特区において、特区目標の達成に向け計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。</p> <p>【特区目標の例：アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区】</p> <p>中部地域における航空機・部品の生産高 4,500億円(平成24年)→5,600億円(平成27年)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各特区における計画の目標達成状況 ・各特区における新規設備投資額 ・各特区における企業の新規立地件数等 <p>当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置により我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>【適用法人数】</p> <p>平成24年度(実績) 27 法人 平成25年度(実績) 47 法人 平成26年度(実績) 61 法人 平成27年度(見込) 62 法人 平成28年度(見込) 29 法人 平成29年度(見込) 19 法人 ※特区へのアンケートを基に推計</p> <p>【適用額】</p> <p>平成24年度取得額(実績) 270.7 億円 平成25年度取得額(実績) 294.3 億円 平成26年度取得額(実績) 765.6 億円 平成27年度取得額(見込) 708.7 億円 平成28年度取得額(見込) 208.6 億円 平成29年度取得額(見込) 45.5 億円 ※特区へのアンケートを基に推計</p> <p>より詳細を把握できるため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区へのアンケートを活用。</p>

		<p>前回延長要望時(H25 事前評価書)の単年度あたり70法人の適用見込みに 対し、平成 26 年度は 61 法人の適用実績を上げており、概ね見込み通りに適 用されているものといえる。</p>												
	<p>② 減収額</p>	<p>平成 24 年度減収額(実績) 29.4 億円 平成 25 年度減収額(実績) 37.4 億円 平成 26 年度減収額(実績) 97.4 億円 平成 27 年度減収額(見込) 86.8 億円 平成 28 年度減収額(見込) 24.9 億円 平成 29 年度減収額(見込) 9.4 億円 ※特区へのアンケートを基に推計</p> <p>【減収額推計の計算式】 法人税＝(特償実施額)×25.5%(※1)＋(税額控除実施額) 法人住民税＝(特償実施額)×25.5%(※1)×12.9% 地方法人税＝(法人税)×4.4% 法人事業税＝(特償実施額)×4.3%(※2) 地方法人特別税＝(特償実施額)×2.9%</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>特償実施額＝H24:4,225 百万円</td> <td>税額控除実施額＝H24:1,318 百万円</td> </tr> <tr> <td>H25:5,405 百万円</td> <td>H25:1,660 百万円</td> </tr> <tr> <td>H26:14,078 百万円</td> <td>H26:4,325 百万円</td> </tr> <tr> <td>H27:13,135 百万円</td> <td>H27:4,032 百万円</td> </tr> <tr> <td>H28:3,834 百万円</td> <td>H28:1,178 百万円</td> </tr> <tr> <td>H29:1,458 百万円</td> <td>H29:441 百万円</td> </tr> </table> <p>※1 H27～H29 は 23.9%として推計 ※2 H27 は 3.1%、H28 及び H29 は 1.9%として推計</p> <p>より詳細を把握できるため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結 果は活用せず、特区へのアンケートを活用。</p>	特償実施額＝H24:4,225 百万円	税額控除実施額＝H24:1,318 百万円	H25:5,405 百万円	H25:1,660 百万円	H26:14,078 百万円	H26:4,325 百万円	H27:13,135 百万円	H27:4,032 百万円	H28:3,834 百万円	H28:1,178 百万円	H29:1,458 百万円	H29:441 百万円
特償実施額＝H24:4,225 百万円	税額控除実施額＝H24:1,318 百万円													
H25:5,405 百万円	H25:1,660 百万円													
H26:14,078 百万円	H26:4,325 百万円													
H27:13,135 百万円	H27:4,032 百万円													
H28:3,834 百万円	H28:1,178 百万円													
H29:1,458 百万円	H29:441 百万円													
	<p>③ 効果・達成 目標の実 現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 29 年度) 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優 位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用 等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積 を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機 能を備えた拠点を形成することができる。</p> <p>例えば、前述のアジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区についてい え、目標値に対し、平成25年度の目標達成率120%を実現するなど高い成果 を挙げている。その他の各国際戦略総合特区においても概ね設定した目標よ りも高い成果を挙げているところ。</p> <p>今後、引き続き各特区計画を着実に実行し、計画目標の達成を図る予定。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 29 年度) 規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段 により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力 が飛躍的に向上する。</p>												

			<p>例えば、前述のアジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区についていえば、本税制措置により、H24 年度～H25 年度に 64.2 億円の設備投資がなされ、上記平成 25 年度の目標達成率 120%の実現に大きく寄与した。その他の各国際戦略総合特区においても概ね設定した目標よりも高い成果を挙げているところ。</p> <p>今後、引き続き各特区計画を着実に実行し、計画目標の達成を図る予定。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 29 年度)</p> <p>租税特別措置が失われれば、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 29 年度)</p> <p>特区への調査結果によると、平成 24 年度～平成 26 年度における指定法人数が124法人、総設備取得額が約1300億円であった。租税特別措置によるインセンティブによりこれらの設備投資の実現につながったため、本特例措置には税收減を是認できる効果がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。</p> <p>委託費等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。</p> <p>一方、本税制措置は、設備投資にかかる特別償却や投資税額控除を設けることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>総合特別区域法第5条において、指定地方公共団体の責務として、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月